**松原市赤ちゃんの駅事業実施要綱**

（目的）

**第１条**　この要綱は、子育て中の親子が安心して外出できる環境及び地域社会全体で子育てを支える仕組みの整備を図るために、おむつ替え若しくは授乳又はその両方のできる施設を松原市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、子育て中の親子が気軽に利用できる場所として公表することにつき、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

**第２条**　赤ちゃんの駅を利用することができる者は、授乳又はおむつ替えが必要な未就学児及びその保護者とする。なお、当該保護者が当該未就学児のほかに監護が必要な子どもを連れている場合は、必要に応じて当該者を入室させることができる。

（登録対象施設）

**第３条**　赤ちゃんの駅として登録できる施設は、商業施設、駅、その他市長が認める居住を

目的としない施設とする。ただし、次の各号に該当する施設を除く。

（１）　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる施設

（２）　法令に違反し、又はそのおそれがある施設

（３）　公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設

（４）　宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設

（５）　その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

（登録基準）

**第４条**　赤ちゃんの駅として登録できる施設は、第１号若しくは第２号のいずれか又はその両方及び第３号から第５号までの要件を満たす施設とする。

（１）　おむつ替えができる寝台又はこれに代わる設備があること、及び仕切り等により

利用する者以外の者から見えない場所又は設備であること。

（２）　授乳ができる椅子又はこれに代わる設備があること、仕切り等により授乳者以外

の者から見えない場所又は設備であること、及び冷暖房の設備があること。

（３）　流水式手洗い設備又は消毒液等を設置していること。

（４）　安全面及び衛生面に配慮されていると認められること。

（５）　利用対象者が無償で利用できること。

（登録方法）

**第５条**　自ら運営する施設について、赤ちゃんの駅として登録することを希望する者（以下「申込者」という。）は、赤ちゃんの駅登録申込書（様式第１号）に前条第1号及び第２号に掲げるものの位置等を示した赤ちゃんの駅内部の見取り図を添えて、市長に申込みをしなければならない。

**２**市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、前条に規定する登録基準を満たすと認めるときは、赤ちゃんの駅登録台帳に登録するものとする。

**３**　市長は、前項の規定により登録したときは、赤ちゃんの駅登録通知書（様式第２号）により、その旨を申込者に通知するものとする。

（登録の変更）

**第６条**　前条第２項により登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

（登録表示）

**第７条**　登録施設の管理者は、市長が交付するステッカーを、施設の出入口等利用者の分かりやすい場所に掲示するものとする。

**２**　登録施設の管理者は、企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（登録の解除）

**第８条**　市長は、登録施設が第４条に規定する登録基準を満たさなくなったときは、当該施設の登録を解除することができる。

**２**　市長は、前項により登録を解除した場合は、赤ちゃんの駅登録解除通知書（様式第４号）により、登録を解除した施設の管理者に通知するものとする。

（利用状況）

**第９条**　市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、利用状況について報告を求めることができる。

**２**　市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

（公表・広報）

**第１０条**　市長は、登録施設の名称、所在地、登録内容等をホームページその他適当と認める方法により公表するものとする。

（情報提供）

**第１１条**　登録施設の管理者は、登録施設において、市が発信する子育てに関する情報の提供を行うことができるときは、併せて行うものとする。

（実施の細目）

**第１２条**この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

**附　則**

この要綱は、平成３０年６月１日から実施する。